

12 農業用ドローンによる農薬散布について

農業用ドローン（マルチローター型の小型無人航空機）を用いて農薬散布を行う防除は、「大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領」（令和元年 12 月 25 日付け農推第 2604 号通知）に定める事項を遵守し、適正かつ安全な実施のために万全を期す。

なお、有人及び無人ヘリコプターによる農薬の空中散布については自粛する。

大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、農業用ドローンによる農薬散布の適正かつ安全な実施のため必要な事項を定めるものである。

（定義）

第 2 条 この要領において、農業用ドローンとは、マルチローター型の小型無人航空機（ほぼ垂直な軸周りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機）をいう。

2 この要領において、実施者とは、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する農薬を散布する者もしくは農薬散布を自らが行わずに他者に委託する者をいう。

（実施者の責務）

第 3 条 実施者は、農業用ドローンによる農薬散布に際しては、次の法令及び関連通知を遵守し、農薬の適正使用及び農薬の飛散や事故の防止に細心の注意を払うとともに、事前に周辺住民に対して周知を図る行うものとする。

ア 農薬取締法

イ ガイドライン

ウ 住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

エ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）

オ その他、農業用ドローンの安全飛行や農薬の安全使用に係る各種通知

（農薬散布計画の提出）

第 4 条 実施者のうち農薬を散布する者は、農業用ドローンによる農薬散布を行う 20 日前までに様式 1 号により農薬散布計画を大阪府環境農林水産部農政室長（以下「農政室長」という。）に提出するものとする。

2 農政室長は、提出のあった農薬散布計画を、該当する市町村等へ情報提供するとともに、実施者に対し、必要に応じて助言指導を行うものとする。

（事前チェックの実施）

第5条 実施者のうち農薬を散布する者は、農業用ドローンによる農薬散布を安全に行うため、散布前に様式2号により事前チェックを実施し、その記録を散布日から1年間保管しておくものとする。

（事故発生時の対応）

第6条 ガイドライン第3の1に示す事故が発生した場合、実施者は直ちにガイドライン第3の2に定める、事故報告書を農政室長に提出するものとする。

2 農政室長は、提出のあった事故報告書に基づき現地確認を行い、必要に応じて再発防止の検討及び指導助言を行うものとする。

（農薬安全使用技術及び安全飛行技術の向上）

第7条 実施者は、事故を防止し、また、均一に農薬を散布し、農薬が目的の場所以外に飛散しないよう操作技術の向上に努めるとともに、大阪府が行う農薬適正使用に係る講習会に積極的に参加するなど、資質の向上を図るものとする。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要領は、令和元年12月25日に施行し、令和2年4月1日以降に実施する農薬散布に適用する。